

防災集団移転促進事業の紹介

市では、震災復興基本計画に基づき、今後の土地利用において居住に適当でないと認められる区域（高盛土道路等の第2防御施設よりも海側に位置する区域や防潮堤等の整備区域を指します）にある住居を、防災集団移転促進事業により内陸部や高台に移転していただくよう計画を進めています。

事業の概要

- 防災集団移転促進事業は、被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団移転を行うための事業です。
- **市が移転先の住宅団地を整備し、住宅敷地（区画）を移転対象者に賃貸または譲渡します。移転対象者は、その敷地に住宅を建設します。**



支援の内容

- ① 市が移転先の住宅団地の整備を行います。
- ② 住宅団地での生活再建を支援します。

- 住宅団地で皆さまが行う**住宅建設、土地購入について、借り入れをされる際の利子（ローン）補給を行います。**
【住宅建設の場合の利子補給上限444万円・土地購入の場合の利子補給上限206万円・住宅用地造成費の利子補給上限58万円】
- 住居の移転に伴う**家財道具の運搬等費用に対して、支援を行います。**【上限78万円】

住宅の建設

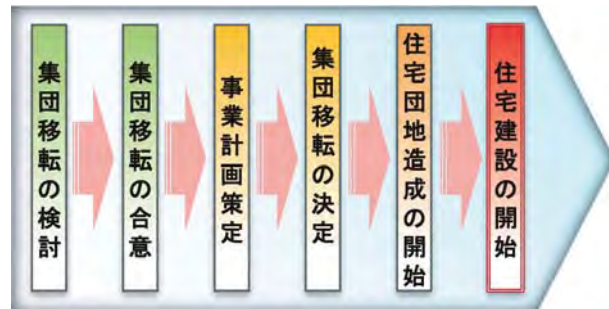
移転先の住宅団地では、**市の土地を賃借または購入**して住宅を建設していただくことになります。

事業の対象者

下図の防災集団移転促進事業対象エリアや半島部等で震災により住民の居住に適当でないと認められる区域内で次の住宅に居住していた方

- ① 自己所有の住宅
- ② 賃貸住宅等（借家、貸しアパート、貸しマンション、社宅、寮など）

事業のスケジュール



問 基盤整備相談窓口(内線5951~5954)

介護保険サービスの利用者負担額および 食費・居住費の免除期間

介護保険サービスを利用した際に支払う利用料の1割負担額の免除期間を延長します。

利用者負担額(1割負担額) 有効期限 9月30日

証明書は期限を読み替えて対応しますので、改めて再発行はしないこととなります。

なお、施設等を利用した際に支払う食費・居住費の免除期間については、「厚生労働大臣の定める期間」とされていましたが、2月29日に終了となりました。

また、利用者負担額の免除申請も、2月29日に終了となりました。ただし、特別な事情がある場合は申し出てください。

詳しくは、窓口または担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

☎ 介護保険課(内線2442・2439)・各総合支所保健福祉課

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」

修理見積書は 3月末日までに提出するようお願いします。

「工事完了報告書」および「支払請求書」の提出

「工事完了報告書」および「支払請求書」については、工事完了後、速やかに提出をお願いします。

住宅の応急修理の工事完了時期

工事完了時期が4月以降となることがやむを得ないと認められる場合には、制度の対象となります。

なお、できるだけ早い時期に工事が完了されますようにご協力をお願いします。

書類提出・相談窓口

市役所3階 環境情報センター

☎ 建築指導課(内線3941・3943)

～石巻市にお住まいでお仕事をお探しの皆さまへ～

被災地テレワーク協議会 Telework1000プロジェクト



石巻圏域求職者向けお仕事説明会

◇**河北地区** 河北総合センター(ビッグバン)1階集いの部屋
3月28日(水) 午後2時～4時(受付午後1時40分～)

◇**河南地区** 河南総合支所
4月10日(火) 午後2時～4時(受付午後1時40分～)

※詳しくはお問い合わせください。

☎ 石巻在宅就業支援センター ☎96-3340

Eメール webmaster@i-zaitaku.com

ホームページ <http://www.i-zaitaku.com/>

証明手数料等の徴収

震災により、被災手続きに使用する住民票、印鑑証明書、税証明などの各種証明手数料および震災死亡による斎場使用料について免除(無料)としてきましたが、4月1日より、これら証明手数料および斎場使用料は有料となりますのでお知らせします。

居所の情報提供(お願い)

震災後、さまざまな理由により住所変更の手続きをしないままの方が大勢いらっしゃいますが、行政サービスの情報がスムーズにお届けできるよう、避難されている皆さまの居所の把握が必要となっています。

住所変更の届け出をしていない方は、**全国避難者情報システム**に居所の情報提供をお願いします。

※全国避難者情報システム

避難された方から、避難先の市町村へ避難先に関する情報を提供していただき、その情報を避難元の県や市町村が活用して避難者へ情報提供等を行うものです。(避難先が市内の場合でも利用できます)

☎ 市民課(内線2313)

求人募集 『勤務地：石巻市沿岸地区 復興支援のお仕事です』

①環境調査員	1人	ガス・騒音・振動・放射線量・臭気など。
②環境調査員	1人	瓦礫類温度測定、試験試料採取等、試験補助員。
③トラックスケール管理	1人	トラック重量の管理等。
④機械整備	1人	機械等の保守・点検業務。
⑤交通誘導・保安係	1人	交通誘導、施設の警戒・保安、地域の安全対策。
⑥警備員	3人	施設の警備・保安、地域の安全対策。

日給：8,500円～10,000円

時間：8時～17時 ※土曜日休日出勤(月2～3回有り)/夜間警備のみ別シフト
残業手当・休日出勤手当・賞与年2回(夏・冬/初年度は別制度)・別途交通費支給・雇用保険・労災・健康保険・厚生年金・送迎バス応相談
面接日程・場所は電話で予約賜ります。

☎ 株式会社 奥村組 東北支店 ☎080-2114-3260

受付午前9時～午後4時(平日) 発注者：石巻市

日本郵便から転居届出の大切なお知らせ

郵便物の転送期間切れにご注意願います

被災後届け出いただきました転居届の転送期間は、1年間となっています。

転送期間経過後は、差出人さまへお返しすることとなります。

引き続き転送を希望されるお客さまは、お近くの郵便窓口等で、再度転居届の提出をお願いします。

☎ 日本郵便石巻支店コールセンター ☎95-5020
各郵便局窓口・各集配センター

地デジに関する相談会

宮城県の地上アナログテレビ放送は、3月31日に終了します。

終了時期が近づいていることから総務省宮城県テレビ受信者支援センター(デジサポ宮城)では、次のとおり地デジに関する相談会を開催しています。地デジ化がまだの方や、地デジに関する疑問がある方など、この機会に相談されるようご案内します。

また、被災世帯等への地デジチューナー支援の申込期限も3月31日までですので、希望される方は、期限までに申し込んでください。

と き 4月27日(金)まで 午前9時30分～午後4時30分
(日曜・祝日は除く。ただし、3月25日(日)・4月1日(日)、8日(日)は開催します)

と ころ 市役所1階 東口

問 総務省宮城県テレビ受信者支援センター(デジサポ宮城) ☎022-745-1500
地デジチューナー支援に関することは
総務省地デジチューナー実施支援センター ☎0570-033840 (ナビダイヤル)



私的整理ガイドラインにおける自由財産が最大500万円に拡張 ～被災者の二重ローン対策に使いやすいものになりました～

ローン債務等を抱えた震災の被災者の救済のための手続である「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)について、この度、被災者の生活再建のため大幅な運用の見直しがされ、より使いやすい制度になりました。

今回運用が見直されたのは、主に以下の(1)～(3)の点で、これにより、地震保険金や相続財産等を有する方が、手元により多くの財産を残すことが可能となり、ガイドライン利用者の生活再建により有利になりました。

- (1) ガイドラインを利用した債務者の手元に残せる財産(自由財産)が、現金・預貯金を合計して、従来の原則99万円(破産手続と同様です)から、原則最大500万円となり、大幅に拡張されました。
- (2) 義援金・生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金等については、従来どおり、(1)の上限額には含まれず、(1)とは別枠の自由財産として扱われます。
- (3) 地震保険金のうち、家財道具に対する保険金についても、柔軟な対応がなされ、状況によっては(1)と別枠の自由財産として扱われます。

問 仙台弁護士会石巻法律相談センター ☎23-5451
個人版私的整理ガイドライン運営委員会コールセンター ☎0120-380-883

宮城県住宅再建支援事業

二重ローン対策

宮城県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

申請手引きの配布場所・受付窓口

市都市計画課 ☎90-8051
各総合支所地域振興課・各支所
(平日開庁日 午前8時30分～午後5時)

受付期限 平成28年3月31日まで

問 宮城県土木部住宅課 ☎022-211-3256
Eメール juutakup@pref.miyagi.jp
Webで

相談予約受付中! 「法テラス東松島」業務のご案内

「日本司法支援センター(愛称:法テラス)」は国が設立した公的な法人で、法的トラブルの解決に役立つ情報やサービスを提供する法律の総合案内所です。

法テラスでは、被災者支援の一環として、2月6日(月)から東松島市に出張所を開設しました。 **相談無料** **秘密厳守**

平日 弁護士による無料法律相談 月・木 各分野の専門家による無料相談
月曜日

対応者	相談内容
司法書士	土地建物の権利関係、会社法人に関する登記など
税理士	税務申告・相談、会計指導・巡回監査、経営支援など
建築士	建築物の設計、工事監理

木曜日

対応者	相談内容
土地家屋調査士	土地・建物の物理的状況に関する登記、境界に関すること
行政書士	権利義務、事実証明に関する書類作成
社会保険労務士	人事労務管理、年金、労働社会保険
社会福祉士	高齢者・障がいをお持ちの方の福祉(健康・医療・介護等)に関する相談

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009(平日午前9時～午後5時)
(東松島市矢本字大留1-1 コミュニティセンター西側)

表記の見方 申し込み 問い合わせ 【先着】先着順 【抽選】申し込み多数のときは抽選

電話番号案内 市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111 桃生総合支所 ☎76-2111
北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111
蛇田支所 ☎95-1442



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

編集/発行 石巻市企画部秘書広報課(内線4025)

印刷/楠松弘堂